

令和 2 年 6 月 30 日現在

機関番号：37103

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K01202

研究課題名(和文)文化財保護行政、地域、教育・保育現場の相互補完による民俗芸能の継承

研究課題名(英文) The Transmission of Folk Performing Arts through Mutual Complementary Ties between Preschool, Public School, Region, and the Commission for Protection of Cultural Properties

研究代表者

城 佳世 (JO, Kayo)

九州女子大学・人間科学部・准教授

研究者番号：40722731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、民俗芸能における口唱歌について、教材としての有効性を明らかにしたことである。したことである。第二に民俗芸能について、文化財保護行政と地域、学校教育関係者が連携して報告書を作成する重要性を示唆したことである。第三に、学校教育で文化財保護行政の報告書の活用にあたっては、報告書に掲載された芸能が正典化されることがないように配慮する必要があることを明らかにしたことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究において、口唱歌が消失の危機にあることが明らかになった。民俗芸能の保存にあたっては、単に芸能を継承するのみではなく、継承の方法も含めて保存することが重要である。また、学校教育でおこなわれる民俗芸能の学習が、地域の継承にも寄与できることも明らかになった。文化財保護行政、地域、学校教育が連携し、民俗芸能の教材化を図ることは、民俗芸能保存の観点からも大きな意義がある。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was threefold. First, the effectiveness of Kuchi shoga (Japanese drum notation) in folk performing arts as a teaching tool for folk performing arts was clarified. Second, regarding folk performing arts, the importance of creating a report in cooperation with the Commission for Protection of Cultural Properties, and the people involved in the community and school education was suggested. Thirdly, it was clarified that the entertainments included in the report must not be considered as canon when utilizing the report for the Commission for Protection of Cultural Properties in school education.

研究分野：音楽教育学

キーワード：民俗芸能 文化財保護行政 継承モデル

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

研究者は、基盤研究(C)「民謡学習のためのコアカリキュラム開発とそのデジタルコンテンツ制作（課題番号 26330414：補助事業期間平成 26、27、28 年度）」において、全国の小中学校 1,000 校の音楽科教員を対象にアンケート調査を実施した。そこでみいだされたのが、「教材の不足」という課題であった。アンケートでは、「教科書教材には地域の民謡がなく、その音源もない」「背景となる資料が不足している」「地域の資料がない」「地域に民謡がない」など、教師が地域の民謡に授業意識をもっているにもかかわらず、教材収集及び教材化に限界があることが明らかになった。

教育現場では、教育基本法の改正により、地域の民謡や民俗芸能等の学習が求められている。教科書には一部の有名な民謡や民俗芸能についての掲載があるものの、地域ごとの芸能は個別に掲載されておらず、指導資料としての音源や映像も準備されていない。これは、民俗芸能等、無形民俗文化財の件数が膨大であることに起因している（国が指定している無形民俗文化財 294 件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が 622 件、各県が無形民俗文化財として指定しているも 1651 件、等々：2017 年現在）。また、その範囲も様々であり、市町村レベルで継承がおこなわれているもの、町内会レベルでおこなわれているもの、また、旧藩地域レベルでおこなわれているものもあるため、国や県の教育委員会等でも一律に対応することはできない。そのため、それぞれの地域の学校の教員が民謡や民俗芸能等を収集し教材化するしかない。しかし、多忙な小中学校の教員が、時間をかけてこれらの作業を実施することは現実的には難しい。このことが、さらに民謡や民俗芸能等の学習を困難にしている。このような事情から、現在の学習指導は、熱心な指導者のみが教育・保育現場で独自に指導者や教材を探して実践がおこなわれており、教育に格差が生まれている実態もみられる。

一方、文化財保護行政は、民謡や民俗芸能の資料を保有している。なぜなら、国、都道府県、市町村が無形民俗文化財の指定にあたり、その根拠となる調査資料を作成しているからである。それぞれの文化財の保護指定の根拠となる調査は、文化財保護行政を中心に研究者や専門家によっておこなわれる。したがって、これら報告書の精度も高い。

しかし、これら文化財保護行政が収集・保存している民俗芸能のデータは、教育現場等であまり活用されていない。なぜなら、文化財保護行政がおこなうデータの収集の目的は、文化財指定であるため、他への提供が想定されておらず、学校教育への提供もされていないからである。また、教育・保育現場で民俗芸能の学習・保育に意欲をもつ教員がいても、文化財保護行政との接点がなければ、データの存在が認知されていないのである。

このように現在、文化財保護行政と学校教育はともに民俗芸能を取り扱っているにもかかわらず、互いに交流をすることが十分でなく、縦割行政の中で調査・研究や実践がおこなわれている状況がある。

2. 研究の目的

本研究は、文化財保護行政が調査・保存をしている文化資源、特に民俗芸能を教材化し、教育・保育関係者に提供することによって、地域の伝承を教育制度の中に位置付けるモデルを作成し、衰退の危機にある地域の民俗芸能を教育コンテンツとして活性化することを目的としている。現在、国（文化庁）各都道府県（教育委員会）市町村（教育委員会）に設置された文化財保護行政は、無形民俗文化財の指定を目的に、民俗芸能等の収集や保存をおこなっている。しかし、これらの多くは教育・保育現場に供されていない。一方、教育・保育現場では民俗芸能を用いた授業や保育に多くの教員が苦慮している。本研究における文化財保護行政と教育・保育現場の連携による民俗芸能の教育モデル及び伝承モデルの作成は、地域と教育・保育現場との新しい関係性を構築でき、民俗文化の継承に大きく寄与する。

3. 研究の方法

平成 29 年度は、文化財保護行政が保存している民俗芸能の資料をもとに、モデル化できる民俗芸能を抽出する。モデル化にあたっては、文化財保護行政が保存する資料をもとに、学校教材として適切なもの（楽器の準備・民俗学的、音楽的価値の有無）、地域の教育・保育現場で取り扱われている事例があるもの、を抽出する。抽出した事例について、中学校音楽科教員及び保育者、地域の文化財保護行政、継承者への聴き取り調査をおこなう。調査結果を検討し、検証授業及びモデル化が可能な事例を抽出する。

平成 30 年度は、抽出した事例について、コアカリキュラム及び教材の作成をおこなう。教材については、文化財保護行政が保存しているコンテンツを活用し、デジタル教材を作成する。作成するデジタル教材は、教員が自身でそれぞれの地域の民俗芸能（音源・映像を含む）に入れ替えることが可能なものとする。また、作成したデジタル教材は教師のみならず、学習者がタブレット等で活用できるものとする。コアカリキュラム及び教材化をおこなった事例については、プレテストを経て、授業・保育実践をおこなう。観点は、現場の教育者・保育者が実施可能なコアカリキュラムが作成できているか、教育的価値（音楽的価値）及び伝承すべき内容を有しているか、子どもたちに伝承の意識を育てることができているか、の 3 点とする。検証は、地域の文化財保護行政関係者、現場の小中学校教員・保育者とともに、教材の有効性及び継承のあり方について検討する。

平成 31 年度は、教育モデル・伝承モデルを作成する。教育モデルの作成にあたっては、コ

アカリキュラムの作成、デジタル教材の活用など、教育・保育現場で実施可能なモデルを作成する。また、伝承モデルの作成にあたっては、民俗芸能の資料提供、学校での民俗芸能の伝承、文化財保護行政・地域・学校の連絡調整のモデルを作成する。作成したモデルは、学会発表及び文化財保護行政関係者や教員にかかわる研修会等を通して、民俗芸能学習に取り組もうとする学校や、民俗芸能の活性化を図ろうとする自治体に提供する。

4. 研究成果

モデルの作成にあたっては、研究分担者、研究協力者とともに各地域の民俗芸能の教育及び伝承の実態を調査した。調査結果をもとに作成したのが以下の3つのモデルである。

(1)モデルケース1

福岡県及び福岡県豊前市の文化財保護行政の資料を活用し、教材化した事例である。

本事例では、福岡県豊前市の「山田の感応楽」の口唱歌を収集しデジタル教材化をおこなった。口唱歌は、伝統的な和楽器の指導や稽古でもちいられる。口唱歌の活用は、平成29年学習指導要領にも示された。民俗芸能でもちいられる口唱歌は、それぞれの地域の人々のローカルルールによって成立した譜である。したがって、地域ごとに異なっている。これは、あくまでも地域での継承を目的としていることに起因する。そのため、楽器の旋律やリズム、奏法のみならず、語呂合わせなどをもちいて、覚えやすい言葉で構成されていることが多い。

山田の感応楽の構成	
第1楽 ダンメンドロ	第11楽 連鼓の二十一撥
第2楽 道楽	第12楽 テンツク
第3楽 念仏切	第13楽 九ツ撥
第4楽 ダンメンドロ	第14楽 返り撥
第5楽 ナモンデーの五ツ撥	第15楽 九ツ撥
第6楽 ブカンデーの三ツ撥	第16楽 チェ
第7楽 五つ撥	第17楽 九ツ撥
第8楽 蹴込	第18楽 ヒヨ
第9楽 連鼓の二十一撥	第19楽 九ツ撥
第10楽 蹴込	

図1 山田の感応楽の構成

楽打ち「山田の感応楽」は、災厄退散や雨乞いなど目的とした風流踊りである。胸に桶胴太鼓を抱えて打つ。昭和29年に福岡県指定無形民俗文化財、昭和46年に国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選定(令和2年3月16日に国指定重要無形民俗文化財として指定。名称が「山田の感応楽」から「感応楽」に変更)された。「山田の感応楽」は、十九の楽で構成されている。それぞれの楽の名称には、笛、太鼓、所作等の口唱歌が反映されている。

学校教育では口唱歌とともに、「山田の感応楽」を子どもたちに鑑賞させることで、楽の構造を理解させることができる。

「山田の感応楽」について、当初、伝承者は口唱歌を譜と認識していなかった。また、その価値も理解していなかった。そこで、本研究においては、地域の伝承者への口唱歌の意味を説明し、価値理解を促した。また、口唱歌については、スマートフォン等の普及によって簡単に芸能を映像に録画して模倣することができるようになったことから、消失の危機にあることも明らかにした。

本事例では、伝承者の口唱歌を撮影し、豊前市が所有する祭りの映像資料と組み合わせて、デジタル教材を作成した。デジタル教材は、学校教育で活用するとともに、地域の口唱歌の保存を図ることができる。本事例の成果として次の3つがあげられる。地域の伝承者に口唱歌の価値理解を促すことができた。デジタル教材には、学校教育においても、地域の伝承者教育においても活用できる可能性があることがみだされた。口唱歌をもちいた学習指導をおこなうことで、地域の芸能の旋律やリズム、所作を構造的に理解させることができた。

(2)モデルケース2

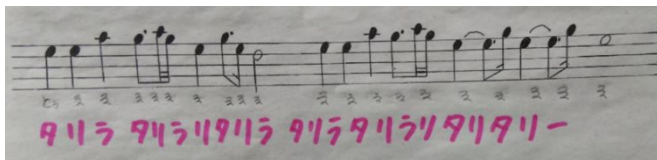
教育・継承モデル(1)で作成したデジタル教材、及び福岡県の文化財保護行政が有する五線譜を活用し、授業実践をおこなった事例である。

本事例は、福岡県飯塚市の大分地区に伝わる獅子舞である「大分の獅子舞」を題材にモデルを作成した。「大分の獅子舞」は、福岡県無形民俗文化財として指定されている。音楽的構造は「ハナ」「ナカ」「キリ」の序破急ともいえる3部構成である。実践では、笛のフレーズを口唱歌で表現させることによって、音楽的構造を理解させる学習指導を仕組んだ。

資料2は授業構成のモデルである。第1次では、福岡県の所有する映像資料をもちいて「大分の獅子舞」の鑑賞をおこなった。第2次では、地域の伝承者をゲストティーチャーとして招

4 計画 (6時間)		手だて	評価規準
1	1	獅子舞音楽を鑑賞する ・大分の獅子舞音楽や飯塚市内の獅子舞について知る。	○大分の獅子舞音楽を聴き、特徴を感じ取る(関)
2	1	大分の獅子舞の背景を知る ・GTから話を聞く。	○大分の獅子舞の背景や物語について関心をもつ。(関)
3	1	口唱歌について知る ・山田の感応楽を鑑賞する。	○口唱歌での表現のよさやおもしろさを感じ取っている。(鑑)
4	本時	大分の獅子舞の笛の旋律を口唱歌で表現する ・知識構成型ジグソー法を用いる。	○笛の旋律を口唱歌で表現することで、獅子舞音楽のおもしろさを感じ取っている。(鑑)
5	1	大分の獅子舞を鑑賞する ・獅子舞音楽のおもしろさをまとめる。	○大分の獅子舞の音楽の特徴を感じ取り、そのおもしろさを味わって聴いている。(鑑)

資料2 「大分の獅子舞」の授業構成



資料3 「大分の獅子舞」の口唱歌の例

き、話を聴かせることで、子どもたちの興味や関心を高めさせた。第3次では、「山田の感応楽」のデジタル教材をもちいて、口唱歌についての理解を促した。第4次（本時）では、東京大学 COREF による知識構成型ジグソー法による手法をもちいて、獅子舞の笛のフレーズの口唱歌をつくって表現

する活動を仕組んだ。ここでは、グループごとにタブレット端末をもちいた。なお、本授業は福岡県中学校音楽教育研究大会で公開された。

資料3は生徒がつくった、「大分の獅子舞」の口唱歌の一例である。文化財保護行政が保有していた五線譜に生徒が口唱歌を記入したものである。

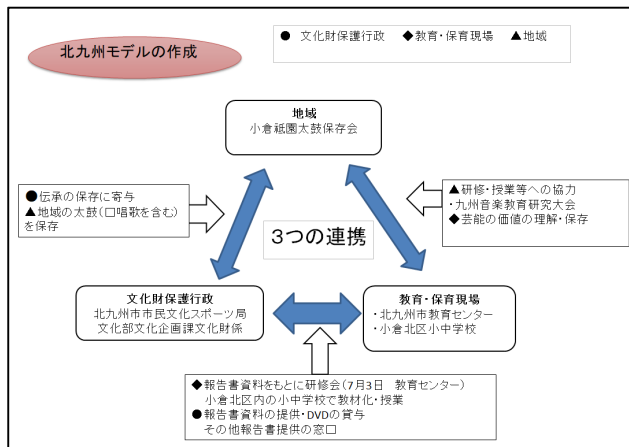
文化財保護行政における芸能の記録は、基本的には紙媒体である。そのため、旋律やリズムなどの多くは五線譜で収集されている。本事例では、これをワークシートとして活用した。

映像及びワークシートをもちいることにより、効果的に学習指導をすすめることができた。

また、本事例においては、消失したと思われていた地域の口唱歌もみつかった。中学生の活動をみて伝承者がかつての口唱歌を思い出したのである。学校の授業が消失の危機にあった口唱歌を掘り起こすきっかけとなった。

本事例の成果として次の3つがあげられる。他地域のデジタル教材を参考教材とすることにより、汎用性を高い教育モデルを作成することができた。文化財保護行政が記録として有している五線譜を活用した教育モデルを制作することができた。学校教育が地域の伝承の掘り起こしに貢献する可能性がみいだされた。

(3)モデルケース3



資料4 北九州モデル

地域の小中学校の教員を対象にモデルを構築した事例である。本事例では、北九州市の小倉祇園太鼓である。小倉祇園太鼓は、福岡県北九州市の小倉北区を中心に毎年夏におこなわれている祇園祭である。山車の前後にそれぞれ太鼓をのせ、町内単位で、両面打ちならびに歩行打ち、及びちゃんがら(すり鉦)により奏される。太鼓には、皮の張り方によって、カンとよばれる音の高い面と、ドロとよばれる音の低い面がある。ドロの演奏者はトトンという三拍子のリズムを絶え間なく打つ。いわゆる裏である。カンの演奏者はドロのリズムと呼応しながら、三拍子のいくつかのリズムパターンを即興的に組み合わせる。平成 28

年に国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選定、平成 31 年 3 月 28 日に国指定重要無形民俗文化財として指定された。

小倉祇園太鼓は、映画やテレビドラマ等の影響により、伝統的な小倉祇園太鼓の打ち方ではないものが、小倉祇園太鼓として称されていることが少なくない。小倉祇園太鼓が全国的に有名になったのは、岩下俊作の『富島松五郎伝』、いわゆる『無法松の一生』の映画化によるものである。この映画のなかでは、「流れ打ち」「勇み駒」「暴れ打ち」等の創作太鼓が登場する。この創作太鼓の影響を受けて、伝統的な打ち方ではない太鼓までもが小倉祇園太鼓を名乗るようになったのである。

文化財保護行政が報告書として資料作成しているのは、伝統的な打ち方による地域の小倉祇園太鼓である。学校教育において、地域の伝統を学ぶためには、メディアで創作された太鼓ではなく、伝統的な小倉祇園太鼓の理解を図る必要がある。本事例では、文化財保護行政及び地域と連携して研修会を実施、また、小倉北区内の小中学校へ報告書を配布し授業実践をおこなう計画を立てた。(授業は、令和2年九州地区中学校音楽教育研究大会でおこなわれる予定であったが中止となった。)なお、報告書には、地域の伝承、及び学校教育でも活用可能なDVD映像が添付されている。映像資料は、以下の点に留意して作成されたものである。小倉祇園太鼓の打ち方の全体像を撮影する。カンのリズムパターンを分析し、パターン毎の打ち方を撮影する。

口唱歌についてもパターン毎に撮影をおこなう。また、口唱歌にあわせて学習することができるように、テロップをいれる。なお、映像資料の作成は、教育関係者の助言を得て作成した。

北九州モデルでは、報告書資料をもとに北九州市教育委員会(市民文化スポーツ局文化部文化企画課文化財係)、北九州市小学校音楽教育研究会、北九州市中学校音楽教育研究会、及び小倉祇園太鼓保存会と連携し、北九州市教育センターで小中学校の教員を対象に研修会をおこなった。なお、聴き取り調査によると、これまでも各学校で小倉祇園太鼓を教材とする学習指導は各学校でおこなわれていたが、伝統的な小倉祇園太鼓ではないものが学校教育であつかわれて

いる事例もみられた。これは、それら授業実践が地域のゲストティーチャーとの打ち合わせのみによってすすめられることが多くことに起因している。そこで、本研究では、報告書をもとに、文化財保護行政と連携して、公に研修会をおこなった。これにより、伝統的な小倉祇園太鼓の音楽的構造、多様性、即興性などについて、小学校・中学校の教員に理解を促すことができた。

また、本事例では、小倉北区内の小中学校用の報告書を増刷し、資料として各学校へ配布した。文化財報告書は、本来関係機関等に配布されるものであり、学校教育への配布は想定されていない。これを学校に配布することで、伝統的な小倉祇園太鼓についての理解を深めることができるようにした。ただし、DVDは、特定の打ち方のみがクローズアップされたり、正しい打ち方だと誤認されたりする恐れがあるため、北九州市民スポーツ局文化部文化財係より各学校に貸し出しをする方法をとった。これにより、広域で授業実践をおこなうことが可能となった。また、授業実践等においては保存会の協力を得る体制も構築した。

本事例の成果として次の3つがあげられる。①地域の小中学校の教員を対象とする研究会を実施したことで、芸能の価値、音楽的構造などについての理解を促すことができた。文化財保護行政、地域（保存会）との協働モデルを開発した。各学校への資料提供の方法をみだすことができた。

(4)まとめ

本研究では、3つの事例についてモデル化をおこなった。その結果、明らかになったのは次の3つである。

第一に、民俗芸能における口唱歌について、教材としての有効性を明らかにしたことである。口唱歌には、楽器の旋律やリズム、奏法、所作があらわされている。本研究では、口唱歌をもちいて音楽を構造的に理解させるモデルを構築した。一方、地域において口唱歌の価値は理解されておらず、消失の危機にあることが明らかになった。民俗芸能の継承は、もともと口承でおこなわれてきた。これは、民俗芸能の多くが農村の芸能であったこと、つまり文字の読み書きがままならない農村で行われてきたことに起因する。また、これら芸能は神事、祭事にもなっており、特定の時期におこなわれることも関連している。楽器や道具は神社に保管されており、限られた期間のみしか表に出すことができない。そのため、人々は日常的には口唱歌をもちいて楽器の旋律やリズム、及び所作の練習をしていたのである。しかし、文字、そして、スマートフォンなどのデジタル機器の普及にもなっており、継承のかたちは様変わりした。動画を撮影し、これを模倣する継承の方法が生まれたのである。確かに、映像による継承は同じ演奏、同じ所作を再現できる。しかし、一方で可変性が失われることにもつながる。文化の継承・発展を図るためには、どのような背景で生まれたのか、どのように継承されてきたのかをも学習の対象とする態度が必要である。その意味において、「継承の方法」としてもちいられてきた口唱歌を含めて保存することが必要だと考える。残念ながら、現在、継承者の多くは口唱歌の価値に気づいておらず、聴き取り調査でも、「なんの役にたつのか」と言われることが少なくなかった。モデルケース2では、学校教育で口唱歌を教材としてとりあげたことが、地域の人々の価値理解を促し、地域の口唱歌の掘りおこしにつながった。口唱歌の保存は、民俗学的な見地からも意義があると考えられる。

第二に民俗芸能について、文化財保護行政が伝承や教育にも寄与することのできる報告書を作成する重要性を明らかにしたことである。3つのモデルケースはいずれも文化財保護行政より資料の提供を受け、授業実践をおこなった。ただし、これら資料を学校教育でもちいるためには教材化が必要である。モデルケース1では、研究者が文化財保護行政の映像資料と、研究者がフィールドワークによって撮影した映像を組み合わせ、デジタル教材を作成した。モデルケース2では、研究者と授業者が協働して、ワークシート及び教材を作成した。モデルケース3では、授業者が教材化をおこなった。モデルケース3の場合は、文化財保護行政と教育関係者が連携して映像資料を作成したり、地域の教員を対象に研修会をおこなったりしたことで、各校の教員による授業開発が可能となった。モデルケース1、2のように、教育において援用することが想定されていない場合は、教材化にかなり時間がかかる。一方、モデルケース3のように、報告書作成の段階で、研究者等の助言を得た場合、地域においても、教育においても使用できる汎用性の高い報告書を作成できることが明らかになった。

第三に、文化財保護行政の報告書の活用にあたっては、報告書に掲載された芸能が正典化されることがないよう、配慮する必要性が明らかになった。文化財保護行政の報告書は、ある時期のある芸能の姿を保存することが目的である。したがって、再生することを目的とはしていない。民俗芸能は、人によって、場所によって異なるかたちで演じられる。例えば、神社、門付け、舞台などそれぞれの場所によって、長さが異なったり、演目が異なったりする。また、即興の合図ではじまったり、終わったりすることもある。正しい芸能のかたちはひとつではないのである。にもかかわらず、あるかたちが、報告書にとりあげられ、学校教育において教材化されたことにより正しいものとして、教員や子どもたちに誤認されているケースがみられた。報告書を活用するにあたっては、これらについても留意することが必要である。

引用・参考文献

北九州市教育委員会（2018）『北九州市文化財調査報告書 第158集 小倉祇園太鼓』
豊前市教育委員会（2019）『豊前感応楽調査報告書豊前市文化財調査報告書第44集』

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石垣悟	4. 巻 -
2. 論文標題 民俗文化財の保護行政	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Knit-K	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石垣悟	4. 巻 60
2. 論文標題 民俗行事の中の食 - 和食化の背景をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東京家政学院大学紀要	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石垣悟	4. 巻 34
2. 論文標題 無形文化遺産の保護と観光	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 文化遺産の世界	6. 最初と最後の頁 7-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田中健次	4. 巻 -
2. 論文標題 幼児教育と「郷土の音楽」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 保育内容研究と指導法の実践的課題	6. 最初と最後の頁 72-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 峯岸由治	4. 巻 9-2
2. 論文標題 グローバル文化シンボルとしての帛教材の開発 - 生活科・社会科・総合的学習における活用を意図して -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 教育学論究	6. 最初と最後の頁 209-220
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 峯岸由治	4. 巻 2017年度版
2. 論文標題 地域文化活動への参加を図る生活科授業構成 - 小2生活科授業実践「わたしたちのまちかど博物館」を手がかりに -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 共愛学園前橋国際大学教育研究集録	6. 最初と最後の頁 37-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 峯岸由治	4. 巻 11
2. 論文標題 地域コミュニティを形成する伝統文化教育の方法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 和文化教育研究	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 城佳世
2. 発表標題 文化財保護行政との連携による郷土の伝統芸能の学習 - 口唱歌を事例として -
3. 学会等名 音楽学習学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 城佳世
2. 発表標題 文化財保護行政との連携による郷土の伝統芸能の教材化 - 小倉祇園太鼓を事例として -
3. 学会等名 日本音楽教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 城佳世
2. 発表標題 民俗芸能における口唱歌の教材化
3. 学会等名 日本音楽教育学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 城 佳世
2. 発表標題 日本民謡学習の一提案 - 変容に視点をあてて -
3. 学会等名 音楽学習学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 峯岸由治
2. 発表標題 グローバル文化として発展するけん玉教材の開発
3. 学会等名 和文化教育学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 森薫・城佳世・田中健次他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明治図書	5. 総ページ数 142
3. 書名 楽譜が読めない先生のための音楽指導の教科書	

1. 著者名 石垣悟・久野隆志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 思文閣	5. 総ページ数 -
3. 書名 山鉾屋台辞典	

1. 著者名 峯岸由治	4. 発行年 2019年
2. 出版社 銀河書籍	5. 総ページ数 9
3. 書名 『生活における『伝統や文化』に関する教材開発 - 夙 - 』中村哲編著 『『伝統や文化』に関する教育の性格と教材開発』	

1. 著者名 中村哲, 峯岸由治他15名	4. 発行年 2017年
2. 出版社 風間書房	5. 総ページ数 308
3. 書名 文化を基軸とする社会系教育の構築	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	田中 健次 (Tanaka Kenji) (10274565)	茨城大学・教育学部・教授 (12101)	
研究分担者	津田 正之 (Tsuda Masayuki) (10315450)	国立音楽大学・音楽学部・教授 (32611)	
研究分担者	門脇 早穂子 (Kadowaki Sakiko) (40747664)	茨城大学・教育学部・助教 (12101)	
研究分担者	峯岸 由治 (Minegishi Yosiharu) (60546828)	関西学院大学・教育学部・教授 (34504)	
研究分担者	石垣 悟 (Ishigaki Satoru) (40373477)	東京家政学院大学・現代生活学部・准教授 (32648)	
研究協力者	久野 隆志 (Hisano Takashi)		